

「からだ動き回復センター」会員規約

第1条(語句の定義)

- 「からだ動き回復センター」とは、会社またはパートナーが運営し、「からだ動き回復コンディショニングプログラム」を実践する会員制の運動教室です。
- 「からだ動き回復コンディショニングプログラム」とは、肩・腰・ひざ等の動きを回復することを目的とした、からだ動き回復センター独自の運動プログラムをいいます。
- 「会員」とは、からだ動き回復センター会員規約に同意のうえ、からだ動き回復センターに入会した個人をいいます。
- 「会社」とは、株式会社カーブスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、会社と契約からだ動き回復センターを運営する法人または個人をいいます。
- 「施設」とは、会社またはパートナーが運営し会員が利用するからだ動き回復センターの店舗をいいます。
- 「からだ動き回復センター関係者」とは、会社、パートナー、これらの役員、従業員、スタッフなどからだ動き回復センターの運営に関与する全ての者をいいます。
- 本規約によって定める条項は、からだ動き回復センター全会員に適用されるものとします。

第2条(施設運営の目的)

- からだ動き回復センターは本規約に則り、会員がからだ動き回復コンディショニングプログラムを身に付け、会員の肩・腰・ひざ等の動きや、姿勢を改善することを目的とします。
- からだ動き回復センターは医療機関ではありません。「運動指導」をおこなう施設であり、診断、治療等医療行為をおこなうものではありません。

第3条(施設管理運営の責任)

からだ動き回復センターは会社もしくはパートナーがその運営・管理をおこないます。

第4条(会員制)

- 会員は、本契約に同意し、会社またはパートナーと契約を締結します。
- 施設の利用範囲、条件、特典については別途定めます。
- 会員は、施設利用時に必ず会員証を提示します。

第5条(入会資格)

からだ動き回復センターの入会資格は、以下のとおりとします。

- 本規約に同意すること。
- 会社所定の申告書の提出により、施設の利用や運動指導に耐えうる健康状態であることを会社またはパートナーに申告すること。
- 過去に会社またはパートナーから除名処分または利用禁止処分を受けていないこと。
- 刺青をしていないこと。
- 介助の必要がなく、一人で安全に運動でき、且つ会社またはパートナーがそれを承認していること。
- 暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係がないこと。
- その他、前各号に類する事項に該当しないと会社またはパートナーが判断していること。

第6条(入会手続)

- 第5条の入会資格を満たすことを条件に、入会希望者が会社所定の入会申込書に署名の上、これを提出した時点で入会契約は成立します。
- 入会にあたり、医師の同意を求める場合があります。
- 未成年者は、会社所定の書式により親権者等法定代理人の同意を得るものとします。親権者等法定代理人は、自身の会員資格の有無に関わらず、本契約に基づき本人が会社又はパートナーに負う義務及び責任については本人と連帯して責任を負うものとします。
- からだ動き回復センターは会員制の施設であり、入会にあたり継続的な利用契約を締結します。従って、第16条に定める会社所定の退会手続をおこなうまで毎月の会費が発生します。そのため、若年消費者の保護を目的として、20歳未満の者(第3項に該当する者を除く)は、会社所定の手続により三親等内の親族(但し、20歳以上)の同意を得るものとします。
- 成年被後見人については、会社所定の書式により成年後見人の同意を得るものとします。

第7条(入会金、会費及び諸費用)

- 入会金は入会手続をおこなった日から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第16条に定める退会日まで(会員制のため、利用がない期間を含む)の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。
- 会員は別に定める支払期限までに、入会金、会費及び諸費用を会社またはパートナーに支払うものとします。
- 前項の支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いによるものとします。(当月会費について、口座振替の場合は原則前月26日を引落し日とし、クレジットカード払いの場合は原則当月1日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払は、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。)
- 会員は、会社が提携する料金収納代行会社が、入会金、会費及び諸費用に関する口座引落し業務を行なうこととに同意します。
- 会員またはパートナーが受領した入会金、会費及び諸費用は、原則として返還されません。

第8条(会員資格の取得)

第6条の入会手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。

第9条(譲渡等の禁止)

会員資格は、他に貸与、譲渡、もしくは相続できません。

第10条(告知義務及び通知義務)

- 会員は、申込書、健康状態申告書、その他会社またはパートナーに提出する書類において、事実を告知するものとします。
- 会員は、会社またはパートナーが必要と認めた場合、医師の診断書や健康証明書等を提出、または身分証明書等本人確認情報を提示するものとします。
- 会員が前各項に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかにその旨を会社またはパートナーに通知し、会社所定の手続を行ないます。
- 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害につい

て、会社及びパートナーは責任を負わないものとします。

第11条(確認及び表明)

- 会員は、以下の事項を確認、理解し、これを表明したうえで、自らの意志と判断で入会および継続するものとします。
- からだ動き回復コンディショニングプログラムの内容を理解したこと。
 - からだ動き回復センターの利用は動きが回復することや痛みが軽減することを保証するものでないこと。
 - からだ動き回復センター関係者の指示に従った運動をおこなわなかった場合は、動きや痛みが悪化する可能性があること。

第12条(遵守事項)

- 会員はからだ動き回復センターの利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
- 自らの筋力、体力、体調等を考慮し、無理をしない範囲でからだ動き回復コンディショニングプログラム等をおこなうこと。
 - 高額な金銭、貴重品等を施設に持ち込まないこと。また所持品等の管理は自らの責任でおこなうこと。
 - 入会の検討を目的としない第三者(幼児、ペット等を含む)を施設に入室させないこと。
 - 施設内の秩序を乱す行為をおこなわないこと。
 - その他、本規約、施設内諸規定を遵守し、および施設スタッフの指示等に従うこと。

第13条(損害賠償責任免除)

- 会員が施設の利用に関して会員自身が受けた損害に対して、からだ動き回復センター関係者は、からだ動き回復センター関係者の責に帰すべき事由がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、からだ動き回復センター関係者は、からだ動き回復センター関係者の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第14条(会員の損害賠償責任)

- 会員が施設の利用に、会員の責に帰する事由により、からだ動き回復センター関係者または第三者に損害を与えた場合、会員がその賠償の責を負うものとします。

第15条(自動継続)

- 会員資格は、会員による退会または会社もしくはパートナーによる会員の除名の場合を除き、会員の選択したコース毎の規定に従い自動更新されます。

第16条(退会)

- 会員が退会を希望する場合には、会社またはパートナーに対し会社所定の退会届を提出することとします。
- 会員は、退会届を提出することにより、提出の翌月末日をもって退会することができます。なお、会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会届提出日から退会までの期間の会費及び諸費用を支払う義務を負います。
- 会員は、会社所定の手数料を支払うことにより、退会届を提出した当月末日をもって退会することができます。但し、この場合も、会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会届提出日から退会日までの期間の会費および諸経費を支払う義務を負います。
- 会員が施設利用開始月より6ヶ月未満で退会する場合は、会員は、在籍月にかかる会費の割引相当額を支払うものとします。

第17条(会員除名)

- 会員が次の各号の一つにでも該当する場合、会社またはパートナーはその会員をからだ動き回復センターから除名することができます。

- 入会金、会費もしくは諸費用の支払を遅延した場合
- 本規約及び諸規則に違反した場合
- からだ動き回復センターの名誉、信用を傷つけたり、秩序を乱す行為をした場合
- 施設内にて宗教活動、政治活動、または営業活動等をおこなった場合
- 会社又はパートナーの財産を侵害した場合
- 他の会員、第三者の名譽・身体を傷つけたり、財産を侵害するなどの行為をおこなった場合
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係があると会社またはパートナーが判断した場合
- 前各号に準ずる行為をおこなった場合
- その他、会社またはパートナーが会員としてふさわしくないと認めた場合

第18条(会員資格喪失)

- 会員は、次の各号の一つにでも該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失します。会員資格を喪失した場合、会員は速やかに会員証を返却することとします。なお、会員は、会社またはパートナーは、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、既に会員より支払われた入会金、会費及び諸費用は、一切返金しないものとします。

- 会員が会社所定の退会届を会社に提出し、退会した場合
- 会社が別途定める期間、からだ動き回復センターの利用がない場合
- 会社またはパートナーから除名処分を受けた場合
- 会員本人が死亡した。または失踪宣告を受けた場合

第19条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

- 次の各号の一つにでも該当すると会社またはパートナーが判断した場合、会社またはパートナーは、施設の全部または一部の閉鎖もしくは休業することができます。その場合、緊急の場合を除き、一週間前までにその旨を当該施設を利用する会員に告知します。

- 気象灾害、その他外因的事由により、その災害による危険が会員に及ぶと判断した場合

- 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合

- 定期休業、臨時休業等による場合

- その他重大な事由によりやむを得ない場合

- 前項において、施設が同一月内に、5営業日を超えて休業した場合、会社またはパートナーは会員に対し、以下の計算に基づき当月分の会費の全部または一部を返還します。
※返金額=休業日数×日割会費
※日割会費…月会費÷21で算出する

第20条(利用の禁止)

- 次の各号の一つにでも該当すると会社またはパートナーが判断した会員に対して、会社またはパートナーは、該当する会員に対して施設利用を禁止することができます。但

しこれにより会員は会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 伝染病、その他、他人に伝染するまたは感染するおそれのある疾病を有する方。
- 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病的有する方。
- 刺青のある方。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- 介助の必要があり、一人では安全に運動できないと会社またはパートナーに判断された方。
- 飲酒、薬物の服用等により、正常な施設利用ができないと会社またはパートナーに判断された方。
- 医師から運動を禁じられている方。
- 過去に会社またはパートナーにより除名処分または利用禁止処分を受けた方。
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係があると会社またはパートナーに判断された方。
- その他、正常な施設利用ができない、他の会員の権利を侵害するもしくは他の会員に危害を加えるなど会社またはパートナーに会員としてふさわしくないと判断された方。

第21条(運動の変更、中止等)

- 会員の身体の状態によつては、からだ動き回復コンディショニングプログラムの全部または一部を変更して実施し、または実施を許可しないことがあります。
- 会員は、運動中に身体の不調を感じたときは、すぐ運動を中止しなければなりません。

第22条(運動プログラムの変更)

- 会社またはパートナーは、予告なくからだ動き回復コンディショニングプログラムの運動プログラムの内容を変更することがあります。

第23条(全額返金保証制度)

会員が以下の条件を共に満たす場合、全額返金保証制度を利用することができます。

- 初回来店時に第6条に定める入会手続を行った場合。
- 入会申込書記載の「施設利用開始日」から起算して14日以内に会社またはパートナーに対し、会社所定の手続により退会と返金を申し出した場合。ただし、入会特典の内容によって全額返金保証制度の適用期限が変更になる場合があります。その場合、適用期限は確認書の内容に従います。

第24条(諸費用の変更ならびに運営システムの変更について)

- 会社は、民法の規定に従い、会員の事前の承諾を得ることなく、以下の各号の事項を行うことができます。なお、改定した本規約等の効力は会員に及ぶものとします。
- 本規約の改定
- 本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用の変更

- 会社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
- 前項同様に施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
- 前各項に基づいて改定する場合、営業内容などを会員にとって重要な事項を変更する場合は3ヶ月前、その他の事項は2ヶ月前までに、施設内に掲示する等の方法により変更内容を告知します。

クレジットカード支払に関する規約

第1条(定義)

クレジットカード支払とは、会員が申込書にクレジットカード会員番号・有効期限等を記載し、会社に登録することで、会社またはパートナーに支払う定期料金(以下「定期料金」という)を指定したクレジットカードの発行会社(以下「カード会社」という)が定める規約に基づき支払うことをいいます。

第2条(注意事項)

- 会員は、会社に対しクレジットカード支払の変更または解約を申し出ない限り、指定したクレジットカードにより、継続的に定期料金を支払います。
- 会員が指定したクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに会社に申し出るものとします。会員は、カード会社が事前に会員に通知することなく新しい会員番号や有効期限を会社に通知しても異議を唱えないこととします。
- 会員は、カード会社により、会員番号・有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより定期料金を支払います。
- 会員は、カード会社の規約により会員資格を喪失し、カード会社によりクレジットカード支払が解約された場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求がなされる場合があることを予め承知します。
- 会員がカード会社の規約により会員資格を喪失した場合、または会員自らクレジットカード契約を解除した場合、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、会社がその旨の通知をカード会社から受けた翌月利用分の定期料金までは、カード会社から請求する場合があることを、予め了解します。
- カード会社の規約により、クレジット支払が承認されない場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求をおこなう場合があることを、会員は予め了解します。
- 会員は、会員とカード会社間の契約に基づき行われる請求、支払などの一切の行為に関して、自らの責任においてこれに対応するものとします。

個人情報取り扱いに関する規約

第1条(定義)

1.「当社」とは、株式会社カーブスジャパンをいいます。

2.「パートナー」とは、当社と契約からだ動き回復センターを運営する法人または個人をいいます。

- 3.「当社グループ」とは、株式会社カーブスジャパン及びその関連会社をいいます。
- 4.「個人情報」とは、現会員および退会会員に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該会員を区別することができるものをいいます。

第2条(利用目的)

当社グループならびにパートナーは、会員の個人情報を、以下の目的のために利用します。

- 会員の各種サービスの契約、会員へのサービス提供、利用状況の管理及び会員契約に連絡する諸手続きのため
- 郵送、電話、ファクシミリ、または電子メールにより会員に対し次の案内をおこなうため
・会員にサービス等を提供するうえで必要となる確認

・販売促進用資料やアンケート等